

訴状要約版

はじめに

共働き家庭が一般化し「共働き・共育て」が求められる現代では、保育所は親の就労を支えるために不可欠な存在であり、保育料は事業遂行に必要な経費のはずである。

しかし、税務署は、保育料が家事費（所得稼得とは無関係な家庭内の消費）であり、必要経費には当たらないとしている。この運用は所得税法が定める必要経費要件の文理解釈、立法趣旨、裁判例のいずれに照らしても誤っている。

この裁判をとおして、必要経費と家事費の今日的な意義を問い直し、ひいては、「共働き・共育て」時代における個人事業主等の就労と保育の関係性について、社会全体で考える契機としたい。

請求の趣旨の概要

1 更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消し

武蔵野税務署長（原告倉持尚分）及び豊能税務署長（原告松村分）が原告らに対して行った所得税及び復興特別所得税に係る更正請求につき更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す

2 更正処分の義務付け

武蔵野税務署長（原告倉持尚分）及び豊能税務署長（原告松村分）は原告らに対して、還付額を 1 万 5893 円ないし還付額を 3 万 9469 円とする更正処分をせよ

請求の原因の概要

第 1 事案の概要

子を扶養する原告らが支出した保育料を事業所得・雑所得の総収入金額から控除すべきであるとして、所得税等の更正の請求を行なったところ、原処分庁が、保育料は所得税法 45 条 1 項 1 号に規定する家事上の経費であり、同法 37 条 1 項に規定する必要経費に算入することはできないなどとして、原告らの更正請求に対して更正すべき理由がない旨の通知処分をしたことに対し、原告らが上記処分の取消及び更正処分

の義務づけを求める事案である。

第2 当事者

1 原告倉持について

原告倉持は、弁護士として法律事務所を運営し、個人事業主として事業所得を得ており、妻も会社の正社員としてフルタイムで就労している。妻との間に3歳と1歳の2人の子がおり、長男を認可保育園に通園させていた。

2 原告松村について

原告松村は、父が経営する会社の取締役として役員報酬を得るなど給与所得を得る一方、NPO等非営利法人に対して助成金の使用方法や事業評価方法の設計事業評価といったアドバイザリー業務を提供して雑所得を得ており、パートナーも公務員として就労している。パートナーとの間に4歳と1歳の2人の子がおり、長女長男を認可保育園に通園させていた。

3 被告（国）について（※税務署は国税庁に属する国の行政機関）

取消訴訟等の被告となるべき者である。

第3 本件の経緯

原告らは、本件課税期間（23年）中に保育料を支払っていたが、一旦は保育料を個人事業の事業所得に係る必要経費に算入せず、確定申告書を提出した。

その後、税務署長に対し、保育料が必要経費に該当することを理由に更正請求を行った。なお、原告松村は、給与所得と雑所得で保育料を按分して、保育料のうち、26%（個人事業から得た雑所得の割合）に当たる額が必要経費として算入されるべきであったと主張した。

これに対して、税務署長は、保育料は所得税法上の家事上の経費に該当し、必要経費に当たらないとして、更正すべき理由がない旨の通知処分をした。

原告らはこの通知処分に対して審査請求を行ったところ、法定の出訴期間3ヶ月を経過したことから、本訴訟を提起した。

第4 保育所の成立過程と就労を理由とする保育必要性要件

1947年12月に公布された児童福祉法によって今日の保育所が制度化されたが、保育所の設置目的は法制定当時から親の就業保護にあった。

子ども・子育て支援法は、認可保育園の利用要件を規定し、その園の利用要件を規定し、その要件の1つとして「就労」がある。この法規定同法に基づき、保育所を利用する親は自治体に、就労証明書等の保育の必要性を「証する書類」を提出し、保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

保育所の設立経緯やその運用に照らせば、保育料が、事業を遂行するために必要な支出であることは明らかである。

第5 必要経費及び家事費・家事関連費についての所得税法上の規定内容

1 必要経費について

所得税法 37 条 1 項は必要経費を「個別対応の必要経費」と「一般対応の必要経費」と二つに分けて規定する。保育料は、一般対応の必要経費該当性が問題となる。

2 家事費について

家事費に関する定義規定は存在しないが、具体的には「衣服費、食費、住居費、娯楽費、教養費等のように、個人の消費生活上の費用」と解されている。

3 家事費と必要経費の関係について

法が家事費を「必要経費に算入しない」とする趣旨は、必要経費と異なり、家事費が所得を得るための支出ではない（そもそも必要経費ではない）点にある。

第6 本件保育料は一般対応の必要経費に該当する

1 必要経費該当性の判断枠組みについて

原処分庁（税務署）は必要経費といえるためには、当該支出が業務と直接の関連性を有していなければならないとする。この判断枠組みは平成 24 年 9 月 19 日の高裁判決（平成 24 年高判）や法律上の文言に照らして誤っている。

（1）平成 24 年高判基準及び所得税法の文言について

弁護士会役員が弁護士個人の事業と離れた弁護士会の活動として支出した懇親会費が必要経費に該当するか否かが争われた平成 24 年高判は、一般対応の必要経費該当性の判断枠組みとして、「事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではない」と判示し、支出と業務との直接関連性は不要であるとした。

原処分庁は「業務と直接の関連性を有していなければならないとする」が、当該解釈は、同条の文言及び平成 24 年高判基準に明らかに反している。

また、法 37 条 1 項は、前段（個別対応の必要経費）では「これらの所得の総収入金額にかかる売上げ原価その他当該総収入金額を得るために直接要した費用の額」としているのに対して、後段（一般対応の必要経費）では「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と定めている。一般対応の必要経費については「直接」という文言が排除されている。この条文構造からすると一般対応の必要経費は、直接間接を問わず業務について生じていることで足りると解される。

業務と直接の関連性を有していなければならないとする原処分庁の解釈は、平成 24 年高判基準や法の文言に明らかに反している。

（２）立法経緯・従前の政府説明に照らしても平成 24 年高判基準が採用されるべきである

昭和 40 年に改正所得税法は必要経費の条文を改め、今日では、一般対応の必要経費の範囲は、事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なものを含むものとされた。よって、業務との直接関連性を不要とした平成 24 年高判基準は、所得税法改正の歴史的経緯や政府解釈とも合致している含むものとされた。

業務との直接関連性を不要とした平成 24 年高判基準は、所得税法改正の歴史的経緯や政府税制調査会の説明内容とも合致している。

２ 保育料はその性質上必要経費に該当すること

(1) 保育料を支出する目的は就労のためである

親は、保育料を支出しなければ就労することができないのであるから、その支出の目的は就労、すなわち業務を遂行するためといえる。

(2) 保育料は性質上、業務に密接に関係する

就労を理由に保育所の利用を希望する親は、子ども・子育て支援法等に定められた所定の手続きのもと、居住する自治体から当該子につき「保育の必要性」が認められない限り保育所を利用することはできない。

保育園は、典型的な家事費とされる食費や医療費等とは異なり、就労以外の目的で支出されることは観念し得ず、私的な支出と混同するおそれがない。

(3) 法人税法との比較においても、保育料は業務に密接に関係する支出である

法人税法上の損金と所得税法上の必要経費の概念は、原則として同一と解されている。保育料は法人税法上損金算入が認められており、法人税法との比較においても、保育料はその性質上、業務に密接に関係するため、必要経費である。

3 本件保育料は業務遂行に必要な支出であり一般対応の必要経費に該当する

原告倉持は弁護士業務を、原告松村はその個人事業をそれぞれ遂行するためには、子どもを保育所に通わせることが必要不可欠であった。

原告ら支出した本件保育料は必要経費に該当する。

第7 本件保育料は家事費・家事関連費には該当しない

保育料は、就労は所得稼得を目的とする、まさに必要経費であり、食費、衣服費、医療費といった「消費のための支出」とは明確に異なる。家事費・家事関連費に該当しない。

第8 通知処分を取り消し及び更正処分の義務付けについて

原告らは通知処分を取り消すとともに税務署長に対し、原告らに税金還付の更正処分をせよとの裁判を求める。

以 上